入札保証金について（納付書納付の場合）

入札保証金の額は、見積もる契約金額の 100 分の５以上とします。
また、入札するときに保証金が納付済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

納付方法等

①納付書の発行を希望する者は、入札参加資格申請時に浦添市防災危機管理課まで申し出ることとする。
②納付後、銀行等からの領収書（写し）は、入札当日に必ず持参すること。
③入札執行当日に納付しようとする者は、少なくとも入札執行開始の 30 分までに申し出ることとする。ただし、入札執行開始時刻までに納付を済ませ、入室していなければ入札に参加することはできない。

※入札保証金の納付は、浦添市が発行する納付書と現金をもって銀行窓口での手続きが必要になるため、早めの申し出と納付を心掛けてください。

入札保証金の還付

①落札決定後に還付する。但し、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金に充当することができる。充当しない場合は、契約保証金を徴収した後、納付済みの入札保証金を還付する。
※落札者は、契約金額の１００分の１０以上を契約締結前に納付する必要があります。

還付方法

①還付請求書を浦添市防災危機管理課まで提出する。
②請求書受理後、約２週間後に指定された口座に振り込む。